団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体和	重別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			全国フードバンク推進協議会	
郵便番号			171-0014	
都道府県			東京都	
市区町村			豊島区池袋	
番地等			2丁目61-4 エヌアイビル 3F	
電話番号			03-6912-9444	
	団体WEBサイト		https://www.fb-kyougikai.net/	
			https://www.facebook.com/foodba	nkalljapan/
WEBサイト(URL)		その他のWEBサイト	https://twitter.com/fbkyougikai11	
(SNS等)				
設立年月日			2015/11/13	
法人格取得年月日			2018/02/23	

(2)代表者情報

	フリガナ	ヨネヤマヒロアキ
代表者(1)	氏名	米山廣明
	役職	代表理事
	フリガナ	
代表者(2)	氏名	
	役職	

(3)役員

役員	役員数 [人]		6
	理事・取締役数[人]		5
	評議員[人]		0
	監事/監査役・会計参与数 [人]		1
	上記監事等のうち、公認会計士または税理士数[人]		1

(4)職員・従業員

職員・	職員・従業員数[人]		7
	常勤職員・従業員数[人]		6
	有給 [人]		6
	無給[人]		0
:	非常勤職員・従業員数[人]		1
	有給 [人]		1
	無給 [人]		0
事務局体制の備考		の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]		59
	団体正会員 [団体数]	59
	団体その他会員 [団体数]	
個人:	会員・ボランティア数	0
	ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]		
	個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、	経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者	氏名/勤務形態	
通帳管理者	氏名/勤務形態	
経理担当者	氏名/勤務形態	

(7)監査

2.74	ASSIS INVESTOR		
- 77	年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施	

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価(非営利組織評価センター 等)を受けてますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である	
-------------------	--------------	--

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり	
申請前年度の助成件数 [件]	36	
申請前年度の助成総額 [円]	13,359万円	
助成した事業の実績内容	2022年度 厚生労働省「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」 (11,703万円を51団体に助成) 2022年度 厚生労働省(2次補正予算)「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」(1,663万円を35団体に助成)	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	2016年 第1回こどもの未来応援基事業 「フードバンク等子ども支援団体への組織基盤強化事業」 事業内容:新設団体の立ち上げ支援、既存のフードバンク団体の基盤強化、食品 寄贈企業の開拓とフードバンク団体への食品寄贈のマッチング、研修会の開催、オンライン及び直接訪問によるノウハウ支援、全国フードドライブキャンペーンの実施、シンポジウムの開催 2017年 第2回こどもの未来応援基事業「フードバンク団体への組織基盤強化事業」 事業内容:組織基盤強化を目的としたフードバンク団体への伴走支援、食品寄贈企業の開拓及びフードバンク団体への食品寄贈のマッチング、研修会の開催、オンライン及び直接訪問によるノウハウ支援、全国フードドライブキャンペーンの実施、シンポジウムの開催 2018年 第3回こどもの未来応援基事業「フードバンク団体への組織基盤強化事業」フードバンク団体の組織基盤強化を目的として組織診断及び課題解決策の立案・実施の支援、食品寄贈企業の開拓及びフードバンク団体への食品寄贈のマッチング、東北、関東、関西、九州における研修会の開催、オンライン及び直接訪問によるノウハウ支援、全国フードドライブキャンペーンの実施、シンポジウムの開催 2021年 2021年度通常枠実行団体「四国及び九州における災害時の食料支援体制構築事業」

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

Ti [対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された 場合	
番号	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された 資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された 事業名
1	2020年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択		
2	2021年度	通常枠	実行団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プ ラットフォーム	四国及び九州における災害時の食 料支援体制構築事業
3	2021年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択		
4	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択		
5	2023年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択		
6	2024年度	通常枠	資金分配団体に申請(予定)		
6					
6					
6					
6					
6					
6					
6					
6					

役員名簿

- ●記載例(番号1~3)は削除のうえ番号1より入力してください。
- ●名簿には<u>登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべて</u>を入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- ●氏名欄に記入する氏名は<u>戸籍上の氏名で入力</u>してください。
- ●備考欄には他の団体等との兼職関係(兼職先名称、兼職先での役割等)を記載してください。
- ●提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

[各欄の入力方法と注意点]

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット(全角)を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正は T、昭和は S、平成は Hを半角で入力し、年欄は数字 2 桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性は M、女性は Fで入力してください。

必須入力セル 任意入力セル

番号	入力確認欄	氏名計		氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
1	ок	3 ² 77 to7 ²	米山	廣明						一般社団法人全国フードバンク推進協議会	代表理事			
2	ок	7^* h=1+	阿部	知幸						一般社団法人全国フードバンク推進協議会	理事			
3	ок	キクチ ケン	菊地	謙						一般社団法人全国フードバンク推進協議会	理事			
4	ок	スス* キ カス* キ	鈴木	和樹						一般社団法人全国フードバンク推進協議会	理事			
5	ок	サイトウ カヨコ	齊藤	加代子						一般社団法人全国フードバンク推進協議会	理事			
6	ок	サカモト シン	坂本	新						一般社団法人全国フードバンク推進協議会	監事			
7														

規程類確認書

申請団体名	一般社団法人全国フードバンク推進協議会
申請事業名	2024年度生活困窮世帯に対する緊急食料支援及び冷凍食品の取扱拡大事業

「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

貴団	体は規程類をお持ちですか?	はい 🗹 いいえ 🗆					
「はい	」の場合、規程類をHPで公開していますか?	はい 🗹 いいえ 🗆					
HPで 類の: ※URL	公開している場合は規程類掲載ページのURLおよび規程 名称を記載してください。 が複数ある場合は、備考欄に記載してください	URL: https://www.fb-kyougikai.net/kitei					
	規程類の名称	備考					
No.	※「参考:規程類の例」をご参照ください ※入力セルが足りない場合は、追加してください	※規程類の内容の説明が必要な場合や上記のURL欄だけでは足りない場合等は、備 考欄に記載してください					
1	定款						
2	理事会規則						
3	役員の報酬等並びに費用に関する規程						
4	文書管理規程						
5	情報公開規程						
6	就業規則						
7	事務局規程						
8	給与規程						
9	コンプライアンス規程						
10	倫理規程						
11	旅費規程						
12	役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規 程						
13	内部通報規程						
14	謝金規程						
15	経理規程						
16	リスク管理規程						

一般社団法人全国フードバンク推進協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国フードバンク推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、国内フードバンク団体が抱える課題解決やフードバンクを取り巻く社会的環境整備を行うことにより食品ロス削減、貧困問題の解決に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 日本国内の地方自治体、関係省庁への政策提言、フードバンク活動の推進に必要な情報収集・調査研究事業
- (2) 日本国内のフードバンクの認知度や信頼性を高めるための広報活動
- (3) 個々のフードバンク団体への情報提供、コンサルティング、研修会の開催、新設団体立ち上げ支援
- (4) 食品や活動資金、知的財産等、フードバンク活動の推進に必要な資源の分配
- (5) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章会員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体 (入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。 (退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつで も退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は 会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 前 2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4)総正会員の同意があったとき。
- (5) 会員である団体が解散したとき。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

- 第13条 社員総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の 承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項 (開催)
- 第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、 毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。 (招集)
- 第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の 10分の 1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 代表理事は、社員総会の開催日の7日前までに、各社員に対して、会議の日時 及び場所並びに目的である事項を記載した書面または電磁的記録をもって 通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、社員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、社員総会を開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の 議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって 行う。
- 2 前項に規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3分の 2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
 - (6) 基本財産の処分

(7) その他法令又はこの定款で定める事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

第4章役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 10名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 各理事は代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を 作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における 当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を 怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議によ り、免除することができる。

第5章理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 3 理事、及びその配偶者、又は3親等内の親族等である理事の合計数が理事の総数の3 分の1を超えてはならない。
- 4 他の同一の団体の理事である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(権限)

- 第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1)業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事の選定及び解職
 - (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
 - (5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事(代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事)及び監事は、当該議事録に記名押印又は法令に従い電子署名するものとする。

(理事会規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章基金

(基金の拠出)

- 第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を 清算人において別に定めるものとする。

第7章計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。 (事業計画及び収支予算)

- 第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 委員会

(委員会)

第42条 この法人の事業遂行のために必要のあるときは、理事会の決議を経て各種委員会を置くことができる。

(委員の選任)

- 第43条 委員会に、委員長その他必要な委員を置く。
- 2 委員長は、理事会の決議によって選任する。
- 3 委員は、委員長が理事長及び理事と協議の上選任する。

(委員会の任務)

第44条 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。 (設立時の役員)

第49条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 阿部知幸

設立時理事 太田茂雄

設立時理事 菊地謙

設立時理事 鈴木和樹

設立時代表理事 米山惠子

設立時監事 武藤高晴

(設立時社員の氏名及び住所)

第50条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 阿部知幸

住所

設立時社員 太田茂雄

住所

設立時社員 大野覚

住所

設立時社員 菊地謙

住所

設立時社員 鈴木和樹

住所

設立時社員 米山惠子

住所

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

決 算 報 告 書

第 6期

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日

一般社団法人 全国フードバンク推進協議会

東京都豊島区池袋2丁目61-4 エヌアイビル 3F

貸 借 対 照 表一般社団法人全国フードバンク推進協議会

[税込](単位:円)

	C WHAT A	Δ:	
全事業所			和5年 3月31日 現在
資産の部	3	負債・正味財	産の部
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
現金	15, 015	未払金	686, 477
普通預金	78, 610, 463	前受金	10,000
立替金	239, 090	預り金	91, 044
前払費用	324, 861	流動負債 合計	787, 521
流動資産 計	79, 189, 429	【固定負債】	
【固定資産】		長期借入金	1,000,000
敷金	1, 290, 240	固定負債 合計	1,000,000
固定資産 計	1, 290, 240	負債合計	1, 787, 521
		正 味 財 産 の 部	
		【正味財産】	
		前期繰越正味財産額	57, 449, 133
		当期正味財産額	21, 243, 015
		正味財産 合計	78, 692, 148
		正味財産合計	78, 692, 148
資産合計	80, 479, 669	負債及び正味財産合計	80, 479, 669

財 産 目 録

一般社団法人全国フードバンク推進協議会

(単位:円)

令和5年 3月31日 現在 I資産の部 1 流動資産 現金・預金 金 15,015 普通預金 (ゆうちょ銀行) 3, 027, 812 普通預金 (ゆうちょ銀行) 230, 515 普通預金 (三井住友銀行) 35, 871, 019 普通預金 (三井住友銀行) 22,976 普通預金(PayPay銀行) 休眠預金事業 1, 937, 062 普通預金 (PayPay銀行) 休眠預金事業 1, 445, 947 普通預金 (PayPay銀行) ・ 流動資産 計 資産の部 合計 36, 075, 132 休眠預金事業 78, 625, 478 78, 625, 478 Ⅱ 負債の部 1 流動負債 未払金 686, 477 前受金 10,000 預り金 91,044 流動負債 計 787, 521 2 固定負債 長期借入金 1,000,000 固定負債 計 1,000,000 負債の部 合計 1, 787, 521 Ⅲ 正味財産の部 正味財産 78, 692, 148 正味財産 計 78, 692, 148 正味財産の部 合計 78, 692, 148

活動計算書

[税込](単位:円)

			L柷込」(単位:円 <i>)</i>
一般社団法人全国フードバンク推進協議会		自 令和4年4月1日	至 令和5年3月31日
I 経常収益			
1 受取会費		1, 335, 000	
2 受取寄付金		2, 744, 628	
3 受取助成金		44, 270, 955	
4 受取補助金		165, 043, 000	
5 委託金		1, 562, 500	
6 その他収益		379, 905	
		379, 900	015 005 000
経常収益計			215, 335, 988
Ⅲ 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	7, 283, 293		
法定福利費			
	931, 355		
福利厚生費	19, 757		
人件費計	8, 234, 405		
(2) その他経費			
広告宣伝費	33,000		
旅費交通費	964, 943		
通信運搬費	242, 801		
消耗品費	655, 990		
賃借料	2, 026, 189		
保険料	18, 500		
租税公課	85, 290		
支払手数料	711, 264		
会議費			
	4,000		
謝金	736, 941		
支払助成金	177, 429, 898		
印刷費	32, 790		
諸会費	10,000		
その他経費計	182, 951, 606		
事業費計	102, 301, 000	191, 186, 011	
		191, 100, 011	
2 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	1, 820, 823		
法定福利費	232, 839		
福利厚生費	4, 939		
人件費計	2, 058, 601		
	۷, ۷۵۵, ۵۷1		
(2) その他経費	100 000		
消耗品費	163, 998		
支払手数料	177, 816		
賃借料	506, 547		
その他経費計	848, 361		
管理費計	010,001	2, 906, 962	
日		4, 500, 502	104 009 079
			194, 092, 973
税引前当期正味財産増減額			21, 243, 015
前期繰越正味財産額			57, 449, 133
次期繰越正味財産額			78, 692, 148
	•		

【使途等が制約された寄附金等の内訳】

(単位:円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
熊本支援寄付金	230, 506	0	0	230, 506	
2020年度地域づくり基金	374, 461	0	374, 461	0	
2020年7月豪雨災害緊急支援募金	717, 689	0	0	717, 689	
READYFOR配送助成	837, 468	0	837, 468	0	
令和3年度ひとり親家庭等の子どもの 食事等支援事業	1, 822, 799	0	1, 822, 799	0	
令和4年度ひとり親家庭等の子どもの 食事等支援事業	0	166, 122, 000	133, 864, 021	32, 257, 979	
2020年度休眠預金助成(緊急枠)	407, 813	0	407, 813	0	資金分配団体
2021年度休眠預金助成(コロナ枠)	49, 390, 000	211, 002	48, 632, 880	968, 122	資金分配団体
2021年度休眠預金助成(JPF)	0	9, 133, 000	7, 195, 938	1, 937, 062	実行団体
2022年度休眠預金助成(通常枠)	0	36, 290, 000	466, 268	35, 823, 732	資金分配団体
合計	53, 780, 736	211, 756, 002	193, 601, 648	71, 935, 090	

※この計算書類は、NPO法人会計基準に関する指針によって作成しています。